

令和 5 年
第 7 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和5年第7回立川市農業委員会総会日程

日時 令和5年7月14日（金）午後3時

会場 208・209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事

議案第1号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者について
議案第3号	立川市農業委員会事務局職員の時差勤務制度に関する規程の改正について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和5年第7回立川市農業委員会総会

令和5年7月14日（金）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君
次長 奥野 武司 君
係長 熊谷 寛 君
主事 小林 史弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。

いよいよ今日は 24 期の総会が最後ということで、今日はまた暑い中、また、お忙しい中、それで今日、この東京というか立川は、盆の迎え火が今日はあるということも重なりまして、本当に忙しいところ御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、この後、全員協議会では委員の皆さん方から、今日は最後ということで、この 3 年間のいろんな御意見、また感想など、最後に一言お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和 5 年第 7 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席していただいておりますので、本総会は成立をしております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は、25 期の農業委員の改選を挟むため、6 番の嶋田貞芳委員、8 番の内野委員にお願いしたいと思ひます。

また、事務局から追加資料の説明等がありますので、まず先にお願ひしたいと思ひます。

係長 本日、最後にお配りしました資料ですが、現在、25 期の委員向けにマニュアルを作成しております。その中の一部となりますが、納税猶予のことで大事なことがございましたので、お配りさせていただきまして、現農業委員の方とも情報の共有をさせていただければと思ひます。

こちらにつきましては、後ほどの全員協議会のお話ときにお話をさせていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたしま

す。

議長 ありがとうございます。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出が４件、（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出が６件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

次長 本日、局長は他の公務と重複しておりまして、後ほど途中から会議に参加する形になるかと思えます。報告のほうは私からさせていただきます。

初めに、報告事項（１）事務報告を行います。

７月７日（金）、農地専門職員研修会が開催され、事務局が参加いたしました。

委員会といたしましては、７月６日（木）に７月の総会に向けた現地調査、本日、１４日（金）午後３時より第７回の総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

７月１９日（水）、東京都農業会議理事会・常設審議委員会が開催され、会長が出席予定でございます。

７月２８日（金）、都市農地流動化協議会が開催され、事務局が参加予定でございます。

資料にはございませんが、８月２日（水）、北多摩地区農業委員会連合会の臨時総会が清瀬市で開催されまして、会長並びに次長が出席予定でございます。

８月１７日（水）、東京都農業会議で理事会、常設審議委員会、臨時総会が開催され、会長が出席予定でございます。

委員会といたしましては、７月２０日（木）午後２時より、改選に伴い臨時総会を、終了後、臨時全員協議会を開催を予定してございます。

また、８月１５日（火）に８月の総会に向けた現地調査、２９日（火）午後３時より第８回総会、終了後、全員協議会の開催を予定してございます。

報告事項（１）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出４件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は柏町２丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は８８３㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目。農地の所在は西砂町５丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は４．２㎡。転用目的は道路用地でございます。

３件目。農地の所在は富士見町４丁目の２筆。地目は、登記簿上が田、現況は畑。面積は４１４㎡。転用目的は山林でございます。

４件目。農地の所在は砂川町２丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２３１㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出６件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は西砂町５丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は２，７７７㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目。農地の所在は柏町３丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は１６１㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目。農地の所在は若葉町１丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況は畑及び宅地。面積は３９６㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目。農地の所在は富士見町３丁目の１筆。地目は、登記

簿上が田、現況は畑。面積は2,066㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は柴崎町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,466㎡。転用目的は住宅用地でございます。

6件目。農地の所在は一番町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は231㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのおの周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようなので、報告事項はこれで終了でございます。

次に、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明いたします。

議案第1号、現地調査を7月6日、申請人立会いの下、鈴木会長、清水清史委員、鳴島委員、岡部委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

議案第1号の1、特例農地は柏町1丁目の1筆となります。略図1を御参照ください。略図1は、第十小学校の東、すずかけ通りの南に広がる農地です。これからの作付のため耕うんをされておりまして。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第1号の2、特例農地は上砂町4丁目の6筆となります。略図2を御覧ください。略図2は砂川二番の西、五

日市街道北の自宅裏に広がる農地で、多種の植木生産をしておりました。こちらの農地は昨年の農地パトロールで、剪定が不十分で経過観察とされましたが、一定程度の改善が図られ、剪定もされておりました。ただし、木々の成長が早いためか、やぶ化しているところも目立ちました。境界石は確認できました。

続いて、議案第1号の3、特例農地は上砂町4丁目の1筆と5丁目の2筆になります。略図3-1を御覧ください。西武拝島線の南、残堀川の東に広がる農地で、サルスベリなどを生産されておりました。気候が合わず立ち枯れたと説明を受けた木がありましたが、全体的に肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図3-2を御覧ください。略図3-2は武蔵砂川駅の西、西武拝島線の北に広がる農地で、多種の植木生産をしておりました。こちらの農地も昨年の農地パトロールで経過観察とされた農地となりますが、今回はかなり改善されており、多くの場所は木の下を見通せるくらいに剪定がされておりました。一部やぶ化している箇所や、大きくなり過ぎて出荷が難しくなった木もございましたが、全体的に管理されているものと思われる。境界は確認できました。

なお、議案第1号の2と3は同一世帯で、造園業を営んでいるとのこと。顧客の希望により、自然に近い形状の木を育てることも多いため、苗木などを生産する植木農家とは違い、整然と並んでいる状態とはならないと説明を受けております。薄暗い環境を好む木もあり、その場合は大きな木の下に植え付ける必要があるとのことでした。そのような理由から圃場の一部の見通しが悪くなり、剪定不足に見えてしまうといったケースがあるのではと感じました。

委員より、今後の経過次第では、再度農地パトロールの対象となる可能性もあるため、肥培管理をきちんとするよう指導がございました。

続いて、議案第1号の4、特例農地は西砂町4丁目の1筆となります。略図4を御覧ください。略図4は、リサイクルセンターの南東、調整区域内に広がる農地で、これから大豆を作付

する予定であり、耕うんされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

議案第1号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず、1番を清水清史委員、横幕委員、2番、3番を鳴島委員、横幕委員、4番を岡部委員と横幕委員の順でお願いしたいと思います。

それでは初めに、1番、清水清史委員、お願いいたします。

5番 この方の家なんですけれども、息子さんが基本的には畑仕事を従事しています。その息子さんなんですけれども、昨年の秋ぐらいから体調を崩しまして、基本的に草退治のみ、今のところやっている状態です。一応秋ぐらいからはキャベツ、ブロッコリー、カブの栽培をするという予定でいるということです。境界石に関しては確認できています。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 秋からの作付に向けて耕うんされていまして、特に問題になることはありませんでした。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番と3番を鳴島委員、お願いします。

7番 2番と3番ということで。

この方の畑は、ちょうど私が3年前に、ここに来ることになったときに、いろいろ問題があると言われて何回も見に行った畑なんですけれども、実際、当初見たときは、確かに道路、農道といいますか、その間に入っているところが日陰で、上のほうが森のようになっていたというのが現状でした。その間に、いろいろと、このままではまずいのであろうということで、かなりの伐採をしていただいて、かなり見通しがよくなって、きれいな状態になりました。ただ、今回やはりその後、木が伸び

るのが早いために、ちょっと見づらい状態にはなっていました。

ただ、本人は実際に、草が今度逆に、木を切ったせいで生えるとか、そういった形で、肥培管理等の管理については一生懸命、日頃から心がけてやってきたという状況なので、多少見通しが悪い部分は、もう少し見通しがよくなるように、ちょっと気をつけてくださいということで、今回お願いしたような形になっています。

特に本人が手を抜いているということもなく対応していると思いますので、今後、またパトロールの対象とか、そういう形になるのかどうか、ちょっと私のほうでは分かりませんが、そこら辺を気をつけて、本人のほうも体を壊さない程度にやっていただくようお願いしている状況です。

特に私のほうから見て、それほど一生懸命、肥培管理していないとは思っていないので、大丈夫だと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 この方は大変多品種の樹木を栽培しておられるので、管理は大変だろうと思えますけれども、今、鳴島委員さんがおっしゃったように、手を抜いているわけではなくて、除草したり、木を切って剪定したりとか、そういう跡は見られましたし、ただ、すぐに木が成長してしまうので、なかなか管理をきちんとしていくのは大変だということだなと思えました。でも、問題になるようなところではなかったと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番を岡部委員、お願いします。

9 番 こちらの畑は、境界石は全て確認できました。大豆を播種直前ということで、きれいに耕うんされておりましたので、全く問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

1 1 番 同じです。大豆を作るということで、きれいに耕うんされていきました。

議長 ありがとうございます。

今回、全体を通して、一番この中でちょっと問題、そんな大きな問題ではないんですけれども、2番と3番の方、こちらについて、前回、農地パトロールの対象になったということもありまして、少し木が伸びている箇所とかもあったり、ちょっと中に入れないところもあったりする箇所もありましたので、そういうところは、やはり剪定をしてくださいということでお願いしておきましたので。

それとあと、どうしても植木のほうは、長い年月でだんだん大きくなって、かなり巨大化、太くなって、巨木になってしまいうわけなので、もう必要ない木はなるべく早めに切るようにしていただいたほうがいいですよということも指導させていただきましたので、全体的にはそんなに大きな問題はないということでございます。

あとは、全体には問題はないかと思えます。

以上になります。

ただいま説明がありました件について質問があったらお願いしたいと思います。

2 番 2番、3番の3番のほうかな。3番目の略図のほうだけでも、ここのところも、かなり前はひどかったと思うんですけども、今日は自分も何回か行って、よくはなっているんですけども、建物みたいな、トイレみたいなものがあったのは、そういう物質は片づいていたのかな。

7 番 そういったものは……。

2 番 全部撤去されていた。

7 番 ええ。基本的には撤去していました。

2 番 してある。

7 番 ただ、多少残っている部分はあります。

2 番 だから、そこだけなんだよね。あと、木のほうの手入れは、やっぱり分かるから、自然重視だから大きくなるのは分かるん

だけれども、その部分だけ、きれいになればいいのかなど。
何回か行かせてもらって思ったんだけど。

以上です。

議長 鳴島委員、いいですか。

7 番 はい。分かりました。

議長 何か話すことはないですか。

7 番 ちょっと変な細工をしているものが置いてあるというのは、
まだ多少ありますけれども、ある部分はかなり撤去していただき
まして、問題ないと思います。

議長 そのほか質問がありましたら、お願いしたいと思います。

1 5 番 ちょっと1つだけ。

今の方なんですけれども、私は現場へ行っていないので全然
状況は分からないんですが、自然系のものを使うときに、そこ
から引き出せるような通路とか、そういうものはあるんでしょ
うか。

議長 鳴島委員、お願いします。

7 番 そこが特に問題視されていて、そこを徹底的にやってきた
ような状況なので、そこができるようにやっておる状況です。

1 5 番 それはなっている。分かりました。

7 番 そこがちょっと埋まると思います。はい。

議長 よろしいですか。

結構ピンクのリボンとか、もう注文があったりとかありまし
て、そういうところも入れるようにはなっていて、地元の
植木の卸の方の名前も書いてありましたので。販売もしている
と。

1 5 番 通路がないとね。やっぱり買いたくても……。

議長 それはもう基本中の基本ということで、もう前々からもお
話ししてあったので、それで大分改善はされております。

1 5 番 分かりました。

議長 そのほか、よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第 1

号について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、2件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御説明いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

議案第2号の1、土地の表示は一番町2丁目の4筆となります。面積は840㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第2号の2、土地の表示は一番町2丁目の1筆となります。面積は684㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第2号の証明内容は、いずれも生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第2号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を1番、2番、嶋田貞芳委員、お願いいたします。

6番 この方ですけれども、高齢になられてから、2のほうの所有者の方の旦那さんが中心となって農地の肥培管理をしておりました。去年ですけれども、一度だけ近隣の方から、ちょっと草のほうはひどいというようなことで、指導をしてくれというようなことがあったんですけれども、それ以後は、小まめに肥培管理のほう、除草なりをしていただいております。

ここで、本人の方も体調を崩されていたので、作付に関しては以前から比べると滞っていたようですけれども、自家用の里芋ですとかジャガイモですとかを作っております。

最近ですけれども、この陽気なので、ちょっと草が目立つようですけれども、部分的に除草のほうをしてありますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、立川市農業委員会事務局職員の時差勤務制度に関する規程の改正について議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第3号、立川市農業委員会事務局職員の時差勤務制度に関する規程の改正につきまして御説明いたします。

こちらの規程は、立川市職員の柔軟な勤務時間の設定を可能にすることにより、時間外勤務の縮減や働きやすさの改善を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するものです。全庁的な改正を目指し、令和5年8月1日が施行予定日となっております。

具体的な改正内容については、これまで勤務時間の変更は公務都合に限っていた要件を、小学生以下の子供の養育に必要とする場合や、要介護者の介護に必要とする場合、本人の障害を理由とした合理的な配慮を必要とする場合などにも時差勤務を認めるものとなっております。

議案第3号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました件について、何か御質問等があり

ましたらお願いしたいと思います。

次長 　　ちょっと補足いたしますと、この時差勤務の実態としては、実は、コロナ禍に入って間もなくの2020年の春ぐらいから、実際にはもう、このような形でやってきたという経緯があります。それは当然、ライフ・ワーク・バランスのことだとか、時間外勤務の縮減とかということも、もちろんあったんですが、当時はコロナ禍において通勤時間だとかを、少し時間をずらすことで混雑している電車に乗る機会を避けるとか、そんな目的もありまして、実際は3年ほど前から、私の部下の職員も実際はやっているような状況がございました。

　　また、そうやって対応している職員の中には、小さい子供を抱えていて、朝、子供を保育園に送り出してから来るとなると少し時間が遅くなるとか、逆に、早く出勤することで先ほどお話ししたような、混雑している時間の出勤を避けて、逆に夕方、子供を学童保育所に迎えに行ける、そういった働き方をしている実態もございまして、ここでコロナ禍のほうは一区切りつuitたんですが、市の制度として正式に継続して使っていけるような形を取りたいという趣旨で、このたび改正をされたものという、その流れで、農業委員会の事務局職員に対しても、それを適用するといった内容でございます。

　　補足の説明は以上です。

議長 　　ありがとうございます。

　　今、次長からの説明がありまして、それとあと、こちらの別紙のほうに、改正する規定の（案）というものがお手元に来ているかと思しますので、こちらをちょっと見ていただいて、質問がないようでしたら採決に移りたいところですが、ちょっと見ていただいて、それから伺いたいと思います。

　　それでは、質問のほう、いかがでしょうか。ありませんか。よろしいですか。

　　……質疑なしの声

議長 　　それでは、質問等がないと認め、採決に移ります。議案第3号、立川市農業委員会事務局職員の時差勤務制度に関する規

程の改正について、改正に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、改正することに決めます。

次に、その他、何かございますか。

次長 特にありません。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

本日も慎重審議をしていただきまして、大変ありがとうございました。これで終了といたします。

午後 3 時 3 5 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員